



鳥取県公報

平成 23 年 9 月 30 日 (金)
号外第 97 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (56) (子ども発達支援課) 3
-------	--

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 短期入所の定義を定めた規定中、引用する障害者自立支援法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成23年10月1日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 9 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第56号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2～5 略 6 この規則において「短期入所」とは、障害者自立支援法第5条第9項に規定する短期入所をいう。 7 略	(定義) 第2条 略 2～5 略 6 この規則において「短期入所」とは、障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。 7 略

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。